

# 議案参考資料

[令和6年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 医療助成係

## 議案名

議案第53号 群馬県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

## 趣旨・目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、令和6年12月2日以降、現行の健康保険証が発行されなくなることに伴い、群馬県後期高齢者医療広域連合から規約変更に関する協議の依頼がありましたので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。

## 概要

令和5年12月27日付政令により「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなります。

この改正に伴い、処理する事務に変更が生じるため、群馬県後期高齢者医療広域連合規約から被保険者証に係る事務に関する規定の削除等を行うものです。

(規約の施行期日：令和6年12月2日)

## 背景・経過

群馬県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営するために地方自治法に基づき設置された特別地方公共団体で、平成19年に創設され、群馬県内全市町村をもって組織されています。

地方自治法の規定により、広域連合の規約の変更は、組織する市町村の協議により定め、都道府県知事の許可を受けなければなりません。その協議は、議会の議決を経なければならないこととされています。